

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)【2】」

2. 日時：令和2年7月13日(月) 15時00分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(◎・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

山口安全管理調査官、鈴木主任安全審査官、浅沼安全審査官、
薩川審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長◎、田邊係長◎

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ マネジャー 他10名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・大飯発電所3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請の概要について

・大飯発電所第3号機(4号機)火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請補足説明資料(抜粋)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	よろしくお願いいたします。
0:00:02	はい、よろしくお願いいたします。関西電力原子力事業本部の方からウシジマ以下想定でございますのでヒアリングよろしくお願いいたします。
0:00:12	本日はですね 6 月 29 日の月曜日にヒアリング発生いただいた際にちょうどいしましたコメントに対するコメント回答といったものを、資料 1-2 という形で御用意しております。この資料の構成とですね。
0:00:28	せ前回のヒアリングの際に、審査のスケジュールを御提示させていただいたんですが、発生量の進め方については、NRA どうにもお考えがあるということでしたのでちょっとその辺り、この後で確認させていただければと思っております。
0:00:46	それでは事務局の方から資料の構成等からまず説明させていただきます。
0:00:51	I/改善力の
0:00:53	それではまず資料 0 とかかけていただいている資料リストから確認させていただきます。
0:00:58	本日御準備した資料につきましては、資料①審査会合資料、資料 2 としまして補足説明資料の抜粋をつけさせていただいております。
0:01:08	この性が二つあるんですけれども前回いただいたコメントで審査会合までに修正が必要となる箇所について修正した内容になっております。
0:01:19	資料としては以上でして、
0:01:21	まず性格軽重ルールの A-0° のご意向確認させていただきたいんですけども。
0:01:26	前回我々のほうから、一応審査スケジュール案としまして、大体審査期間を約 1 年、
0:01:33	させていただいて、審査会合自体も大きく 4 回両備二階を想定した政策軽重案を提示させていただいたんですけども、NRA 殿から一部ちょっと審査期間を短くできるんじゃないかということで、ご意見があるとお伺いしましたので申し上げればこの場で 5 以降の方お伺いしてもよろしいでしょうか。
0:01:57	規制庁サツカワです。
0:02:00	審査スケジュールについてですけれども、
0:02:05	まず、
0:02:06	第 2 グループの申請が年内 12 月ごろに行われる見込みであるって話と、
0:02:15	あと、本件の審査については、審査会合初回の審査会合概要の審査会合と、あと 1 回ないしは 2 回の

0:02:24	合計 3 回位程度の審査会合で済むんじゃないかなと、一応こちらとしては考えておりました、
0:02:34	初回の審査会合は 7 月末に行いたいと思いますけれども、それ以降については、9 月と 11 月ごろに 8 さ介護が
0:02:44	行って 12 月の第 2 グループの申請までには論点だったし尽くしてですね、審査進めて参りたいと考えておりますので、今日のようにスケジュールの組み合わせをよろしく願いいたします。
0:03:01	はい関西電力の借入スケジュール御提示ありがとうございます。今伺いましたスケジュールのほうで水用の痛み直して、次回のヒアリングのときにはページさせていただくようにさせていただきます。
0:03:13	ありがとうございます。
0:03:16	規制庁サツカワですよろしく願いいたします。ちょっとすみません事務的な連絡で申し訳ないんですけど事業本部の方すいませんが、映像の
0:03:24	配信をオンにしていただければありがたいです。
0:03:31	ありがとうございます。テーマじゃこれ引き続きよろしく願いいたします。はい、よろしく願いいたします。また連絡の 2 人。
0:03:42	統合化して弁閉いただいたコメントのほうについて、日が介護に回答したものについて本日回答させていただこうと思います。まず初めに、行目整理表のほうにおいて第 8 条の 8 第 9 条の不法な侵入等の防止、
0:04:00	第十三号の安全避難通路について、前回の論点整理票のほうでは参画という形で、対象条文にさせていただいたんですけども、ファイナルなどのコメントのほうで主語が成立になっているため、今回、火災感知設備の設備を設置する申請であれば対象となるか確認してください。
0:04:19	コメントと、また火災感知設備が耐震Cクラスとして評価している場合に、先ほど設計方針の共通事項の記載がないため、必要の予備機を確認すること。
0:04:29	最後に限定の説明省から稼ごうに各説明書にリンクさせる必要があるため、火災防護設備と共通事項の関係について整理することというコメントいただきましたので、それについてまず回答させていただこうと思います。
0:04:46	資料としましては、資料もあるので、補足説明資料のほうをご覧ください。
0:04:53	この資料のほうなんですけれども、ページめくっていただいて、目次のほうに、
0:04:58	赤枠をしている箇所が今回合併して添付させていただいてる資料になります。
0:05:04	このうち 5 ポツ、5-2 の条文整理表について説明させていただきます。
0:05:10	この説明の前に参考資料 1 としまして、その火災感知設備の技術基準規則上の整理について一定の 1 枚開いていただきましたので、そちらのほうから説明させていただきます。
0:05:22	ページ番号で言うと、通しの 14 ページのほうになります。

0:05:30	この資料ですけれども、中身説明させていただきますけど、今回火災防護設備のうち、YKTの経営活動させていただくんですけれども、この原子炉通る炉規法第 43 条の 3-5 孔においては携帯している発電用原子炉施設。
0:05:48	典エンドウ発電用減少させるその附属施設になるんですけれども、そのうち、設置許可、
0:05:54	基準規則第 2 条第 2 項第 7 項における用語の定義のところにあるんですけれども。
0:06:01	設計基準対象施設は運転時の異常な過渡変化または設計基準事故の発生防水またはこれらの拡大防止策なるもの。
0:06:10	この設計基準対象施設及び設置許可基準規則第 2 条第 2 項第 8 本受ける安全施設。
0:06:19	これが設計基準体制として、安全機能を有するものでこれらの定義されるものと我々としては解釈しています。
0:06:27	またそのうち管電源軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する指針、
0:06:36	を踏まえた、これ民間の制約になるんですけれどもまで約 461 においては火災検出装置、地震基盤も含めて、それはMSさんと我々としては分類しております。
0:06:49	で、
0:06:50	本設工認の兄弟範囲下階感知器などでもにおける火災感知器の技術的な位置付けてのは、だめになるかなと思って、我々としては解釈して質問で、にさせていただきました。
0:07:03	下の図で見ていただくとわかるんですけれども、発電用原子炉施設が大きな枠としてありまして、その中に設計基準対処施設という大きな枠組みと重大事故等対処施設の二つは大きな期限つきがあります。
0:07:18	感知器につきましては、設計基準対処施設のうち、さらに安全施設の中に分類されまして、上げ制度の中には、安全設備であったり、設計に
0:07:29	設計基準事故対処設備
0:07:32	というのがあるんですけれどもこれらには分類されずに、火災感知設備への安全施設が一部移行する設備として整理されると解釈しております。
0:07:42	これが今、技術基準上の関係の整理によりまして、図の下にまた以降でもう 1 個させていただいているんですけれども。
0:07:50	今回抱え関係とB系の耐震重要度分類において、Cクラスと整理しております。
0:07:57	耐震重要度分類に応じた的地震力に対して概ね弾性状態に留まる範囲である設計というのを正クラックであれば確認する必要がありますので、今回技術

	基準規則の第 5 条、地震による損傷の防止設計の適用条文になると、我々としては、
0:08:12	考え、
0:08:14	なお聞きました。
0:08:16	今の説明を踏まえさせていただきます、
0:08:20	条文整理。
0:08:22	補足のページ番号で 7 ページになるんですけども、こちらのほうから説明させていただきます。
0:08:29	今回青ハッチングしている箇所というのが修正箇所になるんですけども、ちょっと前回御提示させていただいた内容からちょっと大幅に修正をさせていただきました。
0:08:39	先ほど説明していくさせていただいた内容で、
0:08:42	換気系のは、設計基準対象施設であるとの説明させていただきましたね、基本的に条文上の主語が設計基準対象施設であれば、基本的には適用上部
0:08:54	と判断しまして、その観点でさんが組まれての受けさせていただきました。
0:09:00	まず第 4 条につきましては、設計基準対象施設ですので、
0:09:07	本条文の適用を受けるんですけども、最確値工事計画において、設計内容に変更影響与えない変更がないということから、審査対象条文とはならないということで、参画にさせていただいております。
0:09:20	次第 5 条に地震による損傷の防止につきましては、
0:09:24	先ほど説明耐震Cクラスに分類されるという説明をさせていただきましたので、これに応じた確認というのが必要ですので、参画で止まる審査対象条文と定義しております。
0:09:36	続いて第 6 条第 7 条につきましては、これも主語が設計基準対象施設ですので対照条文をするんですけども、この防護対象にはなりも感知器自体がならないので、計画対象条文としないということで参加させていただきました。
0:09:53	続いて 8 条と 9 条なんですけども、これ主語ができる体制施設ではなく条項になっております。工場等であれば、我々の解釈では工場等には大飯発電所そのものが提示されると思っておりますので、
0:10:09	工認の本文のほうでも工場等の名称っていうのは大飯発電所を明確に書かせていただいております、その大飯発電所構内に今回感知器を設置しますので、それから 8-9 乗も
0:10:22	適用条文なれてことで参画というお答えさせていただいております。
0:10:28	第 14 につきましては、

0:10:31	教育警察の内の合計ということで、これ大飯発電所自体は、この急傾斜地の方、
0:10:40	崩壊危険区域の指定されないんですけれども、広く意味では、対象条文にありますことから間隔をさせていただいております。
0:10:50	第 11 年につきましては、もちろん丸いなりまして、ちょっと文章のほうに設計基準対象施設である感知器ということを追加させていただきました。
0:11:01	第十二条につきましては福井の条文になるんですけれども、これも証拠が設計基準対象施設になりますので、参画とさせていただきまして、この一斉防護対象設備ではないので、そのあっております。
0:11:15	はい。
0:11:16	当然哲学利益いただきまして第十三条、あんねん避難通路をこれにつきましても、すごく設計基準対象施設ですので、
0:11:27	参画をさせていただいております。
0:11:30	続いて第 14 条の安全設備なんですけれども。
0:11:34	これ安全設備って書いてあるんですけれども、解釈のほうまで確認します安全施設であっても対照条文となるということですので、各環境条件等っていう項目において基礎の機能が発揮できることを確認する人があるため、今回、
0:11:49	成果対照条文丸とさせていただいております。
0:11:53	第 15 条につきましても、それが設計基準対象施設でして、
0:11:57	補正点検等ができる設計とあるということを確認する必要があるため、今回審査対象条文として丸とさせていただきました。
0:12:06	例えば前回の説明から大幅に解釈生理学集まって非常に申し訳ないんですけれども、今回一通り整理させていただいて、この整理をされたのかなと思っております。
0:12:19	で、
0:12:20	14 ページの、先ほど参考資料 1 のほうに戻っていただきたいんですけれども。
0:12:28	この理由 4 ページの一番最後の異常より低下させていただいております、
0:12:33	以上にこの本会か静観設備というのは、堰減退する施設のうち安全施設と再洗浄予防医学地域グラフに整理されまして、破局事故は基本設計方針の原料の基本設計方針の共通事項のうち、
0:12:49	2. 以降の地震による損傷の防止と 5.1. 5 項の環境条件等を. 1.6 番の操作という及び試験検査性等と後工程以降抜けて申し訳ないんですけれども 5.1. 3-2 の悪影響防止等
0:13:07	というのが、共用による影響の記載がありますので、その建家についても、今回計画させていただこうと思っております。

0:13:16	最後に県連性っていうのを確認する必要がありますので、添付資料としまして、県上に関する説明書というのもちよっと一部追加させていただこうと思っております。
0:13:28	以上で前回いただいたコメントに対しまして、火災感知器の
0:13:35	基準上の整備及び監事と共通事項の整理関係について整理させていただきました。
0:13:45	続きまして、感知器の配置に関する説明図面類を確認に入りますが、今の条文の整理のところでは何かもし御質問があるようでしたら、一旦ここでお聞きいたしました。
0:14:00	規制庁鈴木です。
0:14:03	規制庁鈴木です。
0:14:07	まず 8 条をなんですけど。
0:14:13	適用 90 っていうところを用い中段上そうだよっていう
0:14:20	置いてですね。
0:14:23	実際に 8 条の 1 項 2 項 3 工事など変わってくるものなんですかね。
0:14:30	追加
0:14:34	はい。
0:14:36	はい。
0:14:42	はい。
0:14:44	やっぱり電力なされ、
0:14:47	まず 8 条につきましてなんですけども。
0:14:50	第 1 項第 3 号該当すると思ってまして、の代表であれば工場等には人がみだりに管理区域に立ち入らないように、壁策法律その他の
0:15:02	その線に覚えるための設備を設けてありますので、これらの壁と古作
0:15:08	これに対して今回感知器を設置することによって、特段変更がないということで該当すると考えております。
0:15:18	規制庁鈴木です。当管理区域について言うと、
0:15:24	感知器があるなしで管理区域変わんないですよ。
0:15:30	赤電力がオキタです。そこは何機があろうがなかろうが、陸域の設定設計には関係はないと思っております。
0:15:40	いや、参考の周辺監視区域もう機器がありまして、これ。
0:15:47	ないと私は思うんですけど。
0:15:53	工場棟っていうところに引っかけて、
0:15:56	話をしているだけのように聞こえて実際にこの立入防止として、
0:16:02	管理区域内にあるべきものを全区域内にあるべきもの。

0:16:08	市営監視区域内とすべき。
0:16:11	いや。
0:16:14	いうところに感知器は何か関係ないように思えるんですが、
0:16:21	関西電力の布田です。
0:16:23	今回対象になる火災感知器につきましては、我々のほうで火災区域火災区画に設定した、その中につける赤い感知器について今回記載いただきたいと思っております施設の火災区域火災区画の設定自体がそもそも管理区域内
0:16:40	さて、周辺監視区域内である必要があると思っておりますので、そこからきもと工場と。
0:16:47	今該当するのかなと我々としては解釈しております。
0:17:02	関西電力ウシジマでございます。先ほど鈴木さんから御質問をお受けしました点は8条の1項から3項までの要求事項を満足するための設備として、火災感知器が全くアイテムですかということを御質問されたというふうに
0:17:18	受けとめました。ただ、今、工場等であるということも、それらを構成する壁等に設置することで変更がないこと、意見において私ども引っかかるとはちょっと整理したものですから、ちょっと鈴木さんのご質問の店舗今私どもの整理で、
0:17:35	ここはちょっとすれ違っているとは思いますが、今度入れるところが少し違うのかなというのは私も思います。
0:17:45	ちょっとそこの整理をしてイズもう少しわかりやすいですね。
0:17:51	大飯については、
0:17:57	少し前に3月末だったかな、近畿新しい緊対表。
0:18:02	工事計画の認可処分をしたと思ってるんですけど。
0:18:08	あれ自体は発電所の中に、
0:18:13	建物を新たに
0:18:16	設置してそこに設備をつけていくっていうやつでしたけど、
0:18:22	それ実際もう
0:18:24	ここに何もかからなかったような
0:18:28	記憶があるんですけども、
0:18:30	どうも。
0:18:31	そう、そういう観点で整理していくと。
0:18:35	手話感知器っていう
0:18:38	細かな質疑
0:18:40	いうところが、
0:18:42	1項2項3項
0:18:45	どっかに該当するっていうふうにはちょっと読めないなと思うんですが、

0:18:51	赤い電力のあれ多い3号機の緊急時対策3時の生産におきましては、人条文整理表のほうで八条救助についての考えで同様に参画という形で整理させていただきます。
0:19:06	その時の記載の理由の記載内容につきましても、一応株赤く等に今回設置する緊急時対策所というのが、特段影響なく変更がないため、参画ということで整理されておりました、
0:19:21	としましては、今回冠水我々も同様の整理で申請をさせていただいたと思っております。なるほど基準スズキです。
0:19:31	そういう整理であって、そうした送付については査定もでってということではなくて、設備ですってという観点で、
0:19:42	もうそういう整理したんでしたっけ。
0:19:45	赤電力の方で、その通りです。
0:19:53	はい。
0:19:55	ちょっとその公表等とかそういったところの読み方っていうのは若干曖昧なところがあるので、
0:20:03	とりあえず僕は申請対象ではないっていうところは理解していますので、
0:20:08	結果としては、
0:20:12	問題ないかなっていうふうに思いますけど。
0:20:18	とりあえず、とりあえずはこれでいきましょうというところで、了解です。
0:20:24	それから、
0:20:26	そうですね。
0:20:28	この情報行きますけど。
0:20:33	14条15条なんですけど、
0:20:39	はい。
0:20:40	組織に
0:20:43	加振試験前の安全委員会の
0:20:48	重要度分類指針では名持参してたと思ってたんですが、
0:20:55	新規制の部分に
0:20:59	その火災防護設備について、
0:21:03	14条15条適用として、
0:21:07	申請はされていたんですかね。
0:21:14	関西電力の整理としては同じでして状況45についても精査させていただきます。メールか介護設備っていうか評価設備等も含まれますので、これ踏まえて回るという形で申請させていただきました。
0:21:31	ちょっと待って。

0:21:33	指針持ってない。
0:21:35	はい。
0:21:37	すいません規制庁スズキですね、一つには支出。
0:21:40	旧安全委員会の指針を持ってないんですけど、
0:21:47	重度訪問需要同本部引当機能の重要度分類指針で、
0:21:52	MS算定してるのは消火設備だけじゃ感知設備とか入ってました。
0:22:00	赤い電力の2人。
0:22:03	いろんな深部については、消火設備の右下の記載はないようなのが実態です。そうですね。だから、感知設備って結局、現状でも要目対象ではなくて、
0:22:16	消火設備に比べると手続き上としては、
0:22:22	若干グレードが落ちてるような
0:22:26	感じに見えてそこまでもう一応14時15条掛けるっていうのを新規制には、
0:22:35	そこまで明確に言ってるんですかね。
0:22:41	かねるのですね、明確な記載まではないんですけども、一応14条に
0:22:48	関連して検査までは、
0:22:50	させていただいてはおります。申請書の中では明確に安全施設に整理されるという記載は沢山なかったと思います。
0:23:04	ちょっとここまた議論の余地があると思う。
0:23:08	ているので、継続にさしてください。
0:23:12	とりあえず、
0:23:14	関西電力、
0:23:16	としては、評価設備と同様に、
0:23:21	感知設備についても識者のときから、こういう整理にしていたという、そういうことですね。
0:23:33	赤でよく伸びたり、
0:23:35	はい、その整理とっております。
0:23:39	それではかったのについて。
0:23:42	課される力のウシジマでございます。今の点、ちょっと1点だけ補足いたしますが、今のスズキC様からのお尋ねになられた点、例えば再稼働の申請ですとか、それがプラント全体をに網をかけたかと抱える防護設備として申請するときにはですね。
0:24:00	消火設備の観点で重要度分類指針にテーマここでもかかっているという解釈でもって重要除14条の退職なっているという解釈論ではございましたが、それと感知設備とか、各個々の設備ですね、小分けにして、

0:24:15	それぞれができようかどうかというそういった点では議論をされていなかったというのはまず実態でございます。今回は解説南に切り取った形の施工にとなっておりますので、その辺りは改めての確認といったことになってるというふうに認識してございます。
0:24:34	規制庁鈴木です。状況はわかりましたので、ちょっとこの辺の整理は継続食うで確認していきたいと思っています。とりあえず今日は結論は出ないと思いますので、これは、
0:24:53	関西電力のことで承知いたしました。
0:24:56	もっと私からも、
0:25:02	ありがとうございます。今依拠条文の解釈につきましてはですね、やっぱりさっき上の部分の施設のテーマについて金4条の部分の解釈の点、ここについてまだ少し議論を要するというふうには受けとめをいたしました。
0:25:19	引き続きまして、資料のほうの資料をまた生かしますまた必要があればこの議論戻ることもございますが、次の資料としましてですね、資料No.病人の2ポツの仮換地の廃棄を超えるもので、
0:25:37	今後図面類を個数を掛けご確認いただくということで、前回のコメントに反映したものを御説明したいと思います。それでは、ハマダのほうから説明いただきます。関西電力のあれで前回6月26-2のヒアリングのコメントになってましてですね、三つコメントいただいております。
0:25:58	一つ目は配置図がですね、こちら判例が見つらいので修正と第1図の上はそこがわかるようにしなさい、あと二つ目のコメントとしまして、別と新設が区別できるように6しなさい。
0:26:12	三つ目に勘違いっていうのは設計に必要な梁温めておく方がわかるようにすること。
0:26:19	いうことで以上三つのコメントをちょうだいしております。
0:26:22	で、ある一つ目の判例の見づらいということですね、資料②の高湿ページで、
0:26:32	4ページ。
0:26:33	になります。
0:26:36	こちら右下で判例を前回よりも大きく変わっていただきました。
0:26:45	いう形になってます。あとあのIT側先方がわかるようにすることというコメントに対しまして前回は
0:26:52	進めました見つけるということで、正しく前方回答たんですけども、今回あの右側の安全の上のほうにですね、あん高圧先方ということで1mはこのオキタですよ。
0:27:05	いう形で損保参考散歩を記載する形にさせていただいております。

0:27:12	あと二つ目のコメントですけれども、既設と新設が識別ということでいろいろの工夫でございますが、まず既設感知器については苦労と。
0:27:21	いう形で凡例の上段から上二つ、
0:27:24	バックフィットで、
0:27:27	今回新たにつけるものは赤と言う形だと煙感知器熱感知器分かれ書いてあります。
0:27:35	また、前回、同じように消火設備の監視鶏が違うといったものについては緑と言う形でいろんな統一を図らせていただきました。
0:27:47	こちらいろいろ変更に伴いまして、5 ページ目の
0:27:52	海水ポンプエリア、
0:27:54	でございますけれども、こちらも既設感知器のほうへと黒という形で前回の色から変更させていただいております。
0:28:04	あと最後ありがたかった情報ということでですね。
0:28:08	前回は凡例のところに水色で記載しておりましたが、こちらは変更ございません。
0:28:17	感知器に関わるものは 0.4 メーター以上 0.6 メーター未満。
0:28:24	或いは表示する形になっております。
0:28:28	図面のコメントとしましては、こういう形ですね今回のサンプルで、一応 1 区画の定常状態になっていただいたんですけれども、そうするとこの当該部分がですねトータル 200 万円ぐらいになるんです。
0:28:44	そうすると、かなりの物量感を持って大変なですね今回ある程度判断いただいた内容を今後全国に展開した。
0:28:54	はしてるんで、ちょっと今後の対応としては基本は平たんでユニット等建屋を明確に分けた形で建屋ごとにですね。
0:29:05	提示したいと考えております。
0:29:08	ちょっと図面の変更点といいましてはしましては、以上でございます。
0:29:17	すみません資料につきまして、何かお気づきの点あれば、よろしく願います。
0:29:24	すみません、火災するモリヤ出ず、
0:29:29	これ、
0:29:30	これでおります。お願いします等図面凡例のほうはかなり読みやすくなっていますのでありがたいとこのまま続けていただければと思うんですけれども、SPE EDIブルーのところなんです。
0:29:44	もう 1mの
0:29:48	ですけれども、解決とか出せます。そこ底側から何ミリなのかというふうに

0:29:58	路面表示としてないのかなっていうのをよくあったんですけど、それは難しいです。
0:30:03	。
0:30:05	他電力のハマダ例えば、今このQR二つの
0:30:13	全体の各横の
0:30:17	というふうに
0:30:19	でしょうか。
0:30:19	そういったイメージです。はい。
0:30:26	与えるハマダれる排除いたしました。そしたらちょっともう一つ、今後、例えばどんどん自体させていただきますので、
0:30:37	若干大きくなるかもしれませんが、各図に対して縦横の
0:30:44	何か大枠の中を記載するというで配置をいただきました。
0:30:49	広報するかと思うんです。その前はここのページに一覧表があるじゃないですが、
0:30:57	はい。
0:30:59	亡くなっておられるのかなっていう気になっていたんですけども、我々審査するんですね、障防法も
0:31:09	確認する。
0:31:10	それと、例えば変数の高さが途中で変わっているかどうかとか、あとの高さが斜めになっているかどうか、それからBLEVE違うみたいな形で変数な 10 日。
0:31:27	するような手順上、もしくは感知の障害となるようなものがあるかどうかということが気になる場所なんですけれども、そういったことも大きな変更があり、今後、反映されてくると思ってよろしいでしょうかというのもですね、ここでなんか理念、
0:31:43	日上げていただくんですけども、タイミングによってはですね、特にこの備考欄で注釈が書かれているということについては先に見てみておきたいとかですね、ずっとがあらうかと思うんですけど、そういう今後いえるでしょう。
0:32:09	関西電力のハマダです。
0:32:11	今現状の高さが変わるものについては、今、感知でき、
0:32:19	で、
0:32:20	分ける形で考えておまして、
0:32:25	これは確かにグレーチングおっしゃられる終われるグレーチングっていうのは、実際、今の情報ではないので、ちょっとこちらはさしたら備考欄に
0:32:36	高橋させていただきます。

0:32:40	わかりました。今決めると、一つのそういう情報が出てきてる部分の中で、現状と課題変わることはない。
0:32:50	ということ。
0:32:52	理解してよろしかったですね。そうですね。
0:32:56	すいません割り込ん別なせえと関西ウシジマでございます。今例えば表 2-1 も 1 をご覧いただきますと、例えば左から見ていて、上の左から見ていただいて〇〇(非公開情報)いうか、区域区画番号がございます。
0:33:13	ただこの一つの報告なんです、この中に感知クープという形で、二つには、
0:33:20	そこで本町高さのところご覧いただくとαの一番の換気区域のところをメーターというところのブロックでそこには必要な英語という読み方になりますし、その下の段の管理区域にというところは、
0:33:37	天井高さが 2.5 メーターのところがありますので、一応この同じ区画の 3-10 を管理区域ちとに終わった形で高さの違いはここで表現していると、先ほどのハマダもその意図で申し上げたんですが、
0:33:52	そういった形で差別化して参ります。あとグレーチングといった情報なので、それ以降にかかってくるかというのはちょっと今後検討して参ります。関西電力のオキタで先ほど島が申しました語り計器番号のほうについては、
0:34:07	公開情報ですので音声周辺のほうお願いいたしませんということでございます。
0:34:14	状況については理解いたしました。その方向でお願いしますと言うと開くこと
0:34:23	どこ。
0:34:25	はい。
0:34:28	論は、
0:34:35	どうぞ。
0:34:49	とりあえず以上です。はい。
0:34:52	また取り組みからも発表します。
0:34:56	規制庁のタナベがよろしいでしょうか。
0:35:03	お願いいたします。
0:35:05	すみません。
0:35:07	ありますので、
0:35:09	200 ページほど当社
0:35:13	現場の液位をもとにやる必要ほど大きく熱電対にやっけいき生物いっぱい
0:35:22	また、ハマダです。はいその通りです。
0:35:27	そういうふうに

0:35:29	図面を
0:35:31	全部で 200 ページぐらいになってしまうのですが、建屋ごと、
0:35:36	来ますと大体 30 万円程度に、
0:35:41	なると考えております。
0:35:45	提供タナベです。わかりました。それから来て党派李エンドウこれ. 4 メーター 企業を 0. f で暇待機いただきましたが、煙感知器の場合 0.6m、日また
0:36:02	評価結果が出てくる。
0:36:05	これについては、
0:36:07	ご意見れる予定あります。
0:36:10	あと電力破裂はい。またられる通りで 0.6 メーター以上後 1 メーター以上って いう梁。
0:36:20	やはりのせるとしては、種類があり、情報をクーリングする予定としておりま す。
0:36:28	タナベいたしました内容欄ですけれども、表の 2 でいいのごめんなさい、B の 一基の表のところなんですけれども、
0:36:43	はい。
0:36:45	一緒に出費とか、そういうのを生かしていただく配り、
0:36:58	関西電力がハマダれて、
0:37:02	えっとですね。
0:37:04	今おっしゃられたのはこの表の 2-1-1 の上段の感知器台数のところにつ いて話しては、それで総合的に例えば防火扉の近くにあって、緩衝体という パターンもありまして、
0:37:24	すると添付図面のほうで、
0:37:27	ここは書かせていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。
0:37:36	タナベ
0:37:43	ちゃえによって、
0:37:47	。
0:37:48	できる平米。
0:37:50	はい。
0:37:54	電力としてでしたら、それで結構ですから良く離れてありがとうございます。ま た言われたというふうにいただきます。
0:38:06	ありがとうございます。
0:38:09	はい。
0:38:11	規制庁亀裂、
0:38:13	先ほどのもう室長からの額のページ、ページですね。

0:38:20	真ん中の段、B安全補機室のところなんですけど。
0:38:27	ここは
0:38:29	現状の高さが同じものがいくつかに分けて感知区域として分けられたりとか、
0:38:35	しているんですけども、
0:38:38	ここは先ほどの説明とちょっと違うということですか。
0:38:44	関西電力のオキタをここににつきましては神戸屋になっておりまして、ピーキングという黄色い以降のバックアップそれがまた、これらで分かれておりますので、これ天井高さが同じものであっても、の感知器って意味。
0:39:01	分かれたり3と4と分かれたりする形になっております。
0:39:06	規制庁スズキご迷惑確保で分けないんですか。
0:39:13	換地区域として分けておりまして科医稼働できにご提案を一つ火災区画に設定したかっていうと、そういう設定の仕方をしていませんので、今回砂堆区画。
0:39:27	に対してまた感知区域っていう計算の部屋単位で細かく分けした表になっております。
0:39:34	規制庁鈴木です。また新規制のときの津波何かしらの説明。
0:39:40	この黒鉛の情報で出てるってことですね。
0:39:51	また連絡の負担金系の件につきましては、事業者の方で体育域っていうのを建家電卓を決定しておりまして、これをさらに細分化するっていう形で全体区画のほうを設定しております。その設定の仕方につきましては、
0:40:08	人事業者の方に管理上の話もありますし、さらに影響軽減AKBで分ける手間暇なので、こういう観点から、一応改革の方向積極化させていただいております。それから神戸側であれば、一つの火災区画に設定しているかといいますと、
0:40:26	そういうものではないと御理解いただければと思います。規制庁スズキそれということ開かなくてですね。
0:40:34	括弧部屋にしているということを新規制のときの説明資料がないかで説明されているんですかっていうことを聞いたんです。
0:40:48	治っコンサルウシジマでございます。今ここはコムウェアにしているという表現はですね、今回火災感知器を消防法に基づいて、きちんと網羅的にスズキしなさいということで出して
0:41:03	ことやというのは方を始めたものでございますので、地域性の再稼働の申請
0:41:10	あくまでも水圧の補機
0:41:12	言い換えメーカー含め抑圧1気圧であるとか、パワーセンター今度またそういったものが置かれた補機室として一つの区画として設定して確認いただいたというところでございます。

0:41:24	規制庁鈴木です。理解しましたありがとうございます。
0:41:29	はい。
0:41:31	。
0:41:32	関西電力のハマダですけども、一定の私どもから前回堀家室長様のほうからですね、確認ございまして季節感知器等、それと東口の関係ですけども、基本的には既設感知器につきましては全然付近にはケーブルトレイとか、
0:41:51	終わりましたですね、例えば効率性も考慮して参りたいつけているのが実態です。象限露頭までで終わってましてですね、今回の審査においてはその熱感知器とそのプロジェクトの関係も一応審査されるっていう御認識で。
0:42:10	仕方も室は、新設分のパージに対して空調支部との関係を別途審査いただくっていうどちらにさせていただきますでしょうか。お願いいたします。
0:42:22	以上でございます。今回関係監事の計算につきましては、別々からも1個にピックアップ触れる報告できる場が正しいか緊迫有名になって、
0:42:39	吹き出し口に近接したところに感知器が設置されるということについてはそれに対してじゅ中止ん随契があるということ通り抜け設置。
0:42:56	右の特例的に消防本部に認めているという状況があらうかと思いますので、それがどういった特例なのかということで、考え方についてはあらうかと思いませんけれども、機器には個々の形で一方的になっております。
0:43:13	ちょっとこれも確認なんですけれども、やはりことができます、基本は家がイッキョク限定的になりまして、例えばさっきのやはり
0:43:29	やはりの高さ以下で生まれたところに感じて設置することですとか、あとお金の
0:43:40	心から感知器の設置は60cmな施工とかという東口からは東方向にいつペンの話だところに感知器を置くところについても確認をもうでして、
0:43:55	うん。それ以外のことについて、例えば配線別ペーパーに将来展望を見て、
0:44:03	はい。
0:44:04	ここにあるベンチ当該機器があるところのケーブル影響については、適切に置けるようにするというようなことについてはCにすることで見ることになろうかと思っておるんですけれども、我々がそのように見えてる。
0:44:21	かどうかについて、もうここはちょっとこれ
0:44:26	それの方にも記載していただくべきなんじゃないかと思っていて、もう設備審議によってに關するところとそうでないところでは図面なんかで積極的に確認しなければわからないことっていうのがあって、
0:44:41	それについてはちょっと明確に
0:44:45	それで書いて欲しいと思います。

0:44:54	はい。
0:44:55	了解いたしました。ありがとうございます。ちょっとまた本当そうですね、東口の情報にはついてはちょっとこれとあとの消防設備士が判断すべきところは審査の中でこの現状確認するところの整理、
0:45:11	いう形で理解いたしましたので、ありがとうございます。
0:45:17	よろしく願います。
0:45:22	それでは、ただいまの詰め方の見方を今してですね、だめ交互確認をいただいたと思っております。続きまして、ちょっと資料の確認を進めさせてい説明させていただければと思いますが、前回の審査会合資料案につきましてコメントをちょうだいしております。
0:45:42	なので、お手元すみません資料の1をご覧ください。関西電力ウシジマでございます。
0:45:48	資料の1のパワーポイント資料でございます。変更点を御説明いたします。まずスライドの見方のスライドにございますが、それにも箇所はですね。設工認の概要ということで、先ほど冒頭オキタから
0:46:07	御説明いたしました基準規則の条文末にですね、その部分についてはこの部分で登場しますので、本日御説明した内容に改めてございます。手伝えるには医療でございます。その後しばらく変更ございませんので、
0:46:25	後ろの参考資料になるところですが、スライド15をご覧ください。
0:46:31	津浪が15のところはですね、ノ告白が9日間機器のカテゴリーとしてAの一般エリアの設計のところですが、ここの15分のところでは二つに分けて御説明しておりましたけれども、その中の真ん中のところ、
0:46:48	(2)の改正緩和設定エリアのところ、移転の記載ではですね、この海水管のみでありというところの後に、火災によりその影響を受けないという言葉が聞こえておりましたが、ここには本質的な意味ではないでしょうと。
0:47:03	そういった個目ともいただきまして拝承でございますので、ここの部分で記載を削除してございます。15ページ以上でございまして17ページをご覧ください。
0:47:16	17ページはとこう天井エリアでなかなかこの感知器つけことが容易でないというか重畳についての格納容器についての説明でございましたが、17ページ右側の絵をご覧いただいたときに、少しちょっとこの映画センスとしてどうかというのはまた
0:47:34	ご意見いただければと思いますが、次格納容器のオペフロと言ってる組合水色のハッチングの箇所ですね、所ところに制御棒の駆動力早急をケーブルというものが一部これが見える箇所があると。

0:47:50	ということでここについては、これ、これをねらってこの感知器で感知しようと考えてございますと、前回口頭になっておりまして、イメージがなかなかお伝えできなかった箇所でございます。これイメージ写真を左側、
0:48:05	つけております。今左側で見ていただいている写真はですね、原子炉容器に燃料は踏み込んで、その上でも役割がですね、原子炉容器の上蓋をかぶせて上から見たところの写真でございます。
0:48:22	ここでこれがですね、50万までてるのはこれ制御棒ということになります施設は制御棒から見て左側に黄色で丸試験抗体ますが、制御棒の駆動装置から繋がってきてるケーブルわけですね、この一番左っかわも
0:48:40	そういうところに向かって強い接続されているというところでございます。原子炉容器の上蓋のノ8号のような形で囲まれているところですね、この辺りは南保運転する段階では、ミサイルシールドというのが書かれてる白いですが、
0:48:59	一部この黄色で囲ってあるところについては、一部ケーブルが見えるということもございまして、ここについて、この海域で換算を完了しようというふうを考えてるところでございますのでこの辺はちょっとイメージが伝わりにくいかと思いましたので、
0:49:16	介護資料のほうにも追加をさせていただきました。
0:49:19	資料につきましては修正箇所は3ヶ所ございました。2と157というところで修正してございます。
0:49:29	またこういうもうくどい工期をケーブルとか、
0:49:34	このオペフロに可燃物がある。あるやなしやということにつきましては、以前もコメントいただいて、今後また御回答していく予定でございます。本日はこれは審査会合資料にこのように反映したということで、内容を御確認ください。
0:49:49	では、すみません、ご質問あればお願いします。
0:50:11	規制庁サツカワです。モリヤ室長後、
0:50:16	タナベさん何かご質問等ございますでしょうか。
0:50:21	100ですけれども、特段こちらに関しては質問等ございません。
0:50:28	三番目ですが、私も特にあります。
0:50:38	ちょっと戻ってまた確認したいことだけですか。
0:50:44	売店と資料1に関してはタケダと了解いたしましたありがとうございます。ちょっと話戻ってしまうんですけど、資料2の関係で少し今ので。
0:50:55	よろしいですか。規制庁スズキです。
0:50:58	細かい話なんですけれども、
0:51:02	勉強不足で
0:51:06	認識してなかったタケダとしたら申し訳ないんですが、

0:51:10	2次、資料2-2ページ4ページ5ページで、先ほど火災区画等をコムウェアに分けて、今回、
0:51:21	説明するという話だった。
0:51:24	表現だ感知器っていうふうな
0:51:28	えっと定義しているんですが、
0:51:31	これ、火災審査基準とか、
0:51:35	見ても、
0:51:36	こういう点って特段できてないかなと思ったんですが、
0:51:41	炉規法上どっかで定義されている要望なんでしょうか。
0:51:47	タナベ関西電力ウシジマでございます。ご指摘の通り、あくまでも6000方向から来るの火災防護審査基準オキタでは困いくい
0:51:59	ここまででございます。しかしながら今回ですね、火災感知器というものを、消防法に則り、網羅的に設計するということをかながみた場合に、この区画を細分化して御説明する必要があると考えますが、
0:52:17	こういった観点から感知、
0:52:19	形で障防法により寄り添う形ですね、この言葉を用いさせていただいております。関西電力の2人でちょっと追加で補足させていただきたいんですけども、この兵庫工業では警戒計器という形で、
0:52:35	横谷であったり梁を考慮したような一つの区画単位区域単位で設定しております。今回感知定義としてましては、消防法にも明確になるわけではありませんので、我々としての部屋単位でいきたいとか、一つの区域として判断しまして、それを感知区域とか区画いただきました。
0:52:55	今回針の情報につきましてはこの感知器の中身さらに梁がこのピットありますので、障防法の警戒区域にもちょっと広め
0:53:04	なお観測井という設定をしておることになりますので下階独自で取った単語みたいになってはいるのですけれども、位置付けとしてはそういう整理としております。
0:53:14	規制庁スズキですすいません、細かい話ですけどその辺の
0:53:18	説明をどこかに書いていただけますか。
0:53:23	あとははい。それからですね。
0:53:26	独自に作った用語であったとすると。
0:53:32	当火災審査基準の火災区域区画って、
0:53:40	大から小に分けるっていう
0:53:44	イメージですかね。文字の表現の仕方。
0:53:49	で、

0:53:50	火災の区域から策に分けて、さらにその中を
0:53:55	二つに分けて斜面そんな顔区域を分けるって何か
0:54:00	戻っちゃってる感じがして、
0:54:03	説明してるときに説明してるっていうのは、患者さんが我々に説明する時も我々が例えば
0:54:10	庁内だとかいう説明するときに何かちょっとごっちゃになりそうですね。
0:54:15	何かもうちょっと別の表現の仕方とか、
0:54:20	できないですかね。
0:54:22	格段の進歩、
0:54:24	はい、関連ウシジマでございます。今お話し、工夫段階のですね、織り込んでいく区域、火災区域から区画になって、さらにこれらによる換気空気になっているのは言葉の戻るかと。
0:54:39	おっしゃっ攪拌今言われてそうだなというのちょっと感じたところもあります。例えば感知エリアとするのか、管理するのか、ちょっとその代表が求めない言葉だけですね、看護が今回みずから設定したというところでもありますので、
0:54:57	そこは逆行しないようなことは、ちょっとこの事態と思います。ちょっとそれで先ほど鈴木様からもご指摘ありましたミイに日本一のですね、さっき交通なりそのページのものはこういうものを考えています。
0:55:13	今は1まとめ、
0:55:20	私から以上です。
0:55:23	ありがとうございました。
0:55:27	この後続けていただいてよろしいでしょうか。
0:55:37	はいはい委員長だったりすれば、はい。ではよろしく申し上げます。
0:55:42	はい、すいません、今までの資料でつないで本日の午後一時とNEに関する資料でございましたが、前回Voice立ち会うにつきまして検討局の整合性等ですね、そういったところの
0:55:57	説明が時間をかけていくというございませんので、オキタのほうからただいまよりご説明いたします。
0:56:05	赤い電力の2人。
0:56:06	申請さについて意識簡単ではありますが校庭等説明させていただきます。
0:56:17	○申請者につきましては本文がありまして、10年後に工事系の生命または名称、住所、代表者の氏名
0:56:27	期待させていただきます。
0:56:30	ちょっとごめんなさい。
0:56:33	はい。

0:56:36	持っているかどうか。
0:56:39	あと、きくかどうか。
0:56:43	すみません、モリヤちよつとタナベさんにお伺いしたいんですけど申請書って手元にはございますので、
0:56:53	で、
0:56:56	ねとかってずっとされません。聞いていけますか。
0:57:01	本屋ですけど。
0:57:02	いや、あくまでもここにはない状況ではあります。
0:57:08	最後ですが、私も今、
0:57:12	一応ホームページ上にはこの申請はすでに寄せているので見えないことはないと思うんですが、基本設計方針とか悲しいって具体の細かい中身
0:57:24	計算上の話のほうを中心に生かして行って、
0:57:27	どうされました。このまま聞いていけます。
0:57:32	そこのアップと思うんです。法律進め方お話があらうと思うんですけども、3ヶ月前の図面通りに取り扱うことでその辺、
0:57:44	大きいかなと思っております。
0:57:45	本籍が入る時じゃあ
0:57:48	順番を説明の順番を入れ替えてスケジュールの話とか、そっちの話を先にした後で、地震側のほうで今関西電力さんが説明されてるようとしていた部分を聞こうと思いますので、ひとつおそれでもよろしく願います。
0:58:09	検察官は関西で幾つか今の話で進めていただいでよろしいでしょうか。
0:58:15	明るくなったり後出しました。
0:58:18	それであれば、今後のスケジュールのほうからちよつと任せいただきたいんですけども、今の予定で4月30日に審査会合の方予定されておまして、それまでに審査会合資料の方。
0:58:33	今回コメントは特になかったという認識なんですけども、これまでのヒアリングにつきましては実施されますでしょうか。
0:58:40	うん。
0:58:43	赤いとしましてはもう特段必要ないのであれば、フィリピン、やっぱり5人望ましいただこうかなと思っております。
0:58:52	ちよつとサツカワです。審査会合への資料については先ほどもしコメント特になかったので、このまま7月末の開口受けて、
0:59:02	移行とおっしゃってたんや引用されるまでの間に一定という手は今のところは考えてないです。
0:59:09	また連絡のオキタです。承知いたしましたありがとうございます。

0:59:17	スケジュールのほうにつきましては、敷地形状で確認終わりなんですけれども、
0:59:23	ほかに申請者の説明の前に確認しておきたい事項等ありますでしょうか。
0:59:29	まず旭モリヤ出ず、その先の話でちょっと確認のもとという選択しているわけですがけれども、名 300 万円をフォローという話をされていたと思うんですけれども、こういった形で進めますか全部で 16 まで
0:59:46	どんと出す出されるのか、それとも、例えばメインの原子炉建屋をまず出してそれから周辺やるとか、もしくはちょっと簡単に終わりそうな別の建屋を先にやってみて、トレイの要素がほかのものをどんどん出すとか待つというところをどういうふうに変えなくて教えてもらえますか。
1:00:08	はい。
1:00:10	関西電力ハマダです。モリヤ市長が先ほど 2 番目に言われました。建家ごと、
1:00:15	できたものから淳二市議会いただきたいというようなイメージで、そこでまたコメントございましたこれまたプラントに反映するような形で、ぜひやっていきたいと考えております。
1:00:30	モリヤです。出てくる水っての分量にもよるかと思うんですけど先ほど一つの建家で 3 日前から 4 倍程度というふうなお話ございまして、できればですね、このヒアリングの図面 5 できていただいてからヒアリングの場で
1:00:49	ちょうど 1 週間とかそれぐらいのちょっと余裕を持っていただけると助かります。以上です。
1:00:54	抱えられるかあおられて拝承いたしました。
1:00:59	建家グラインダ
1:01:02	スケジュール感を作ってもらって、
1:01:08	エンチョーサツカワです。
1:01:10	あと、今の話に関連してなんですけれども、
1:01:14	多分立てごとに見られるっていう話はそれでやりますけども、どういうスケジュール感になりそうかなんていうのを多分早めに示していただいたほうがこの頃進め方とかも肯定しやすくなると思いますので、
1:01:30	現時点でとは言わないんですけども、早めに考慮スケジュール感で出そうと思ってますっての示していただきたいなと思っており、
1:01:46	下階であるかはですね。そしたら今までないでもよろしいということですのでまた
1:01:54	そうです。
1:01:56	またスケジュールのほうを調整いたしまして、次のヒアリングがもともと 8 月前半。

1:02:02	税額いただいておりますので、そのタイミングではちょっと何かの形が、
1:02:07	いずれような形でご提示したいと思いますので、
1:02:12	弊社からよろしく申し上げます。
1:02:17	すみませんと業者ですけども、次の8月のヒアリングのときにそれを出してるんですか。
1:02:23	ここまで何も出ない、8月の審査会合の後にそれを出してるんで、別にそこを待たずとも、
1:02:31	スケジュールが整理できたらその時点で先にスケジュールをkVAを出しすればいいんじゃないですし、赤ラベルがハマダで整理した他社さんを通じまして、一旦それまでに廃止スケジュールのは御提示させていただきます。
1:02:46	その建屋の確認をちょっと8月前半ぐらいでできるようなイメージです。
1:02:51	はい、準備させていただきます。
1:02:54	非常に
1:02:57	検証中ですありがとうございます。堀家室長今のスケジュール感でよろしいでしょうか。
1:03:04	了解。
1:03:13	あと、
1:03:14	これ、
1:03:18	よろしいですか。
1:03:23	話は電力の2人で、
1:03:26	ほかに1000円所の説明の前に確認しておきたければ審査の説明のほうについて説明らしいでしょうか。
1:03:35	モリヤの対して聞いている。
1:03:41	一方費用
1:03:45	はい。
1:03:49	ちょっと共有し、
1:03:51	はい。
1:03:53	されてます。
1:03:56	一応
1:03:59	基本設計方針ですとか、最新説明書のところの説明ですとかそういった区分のヒアリングについては、スズメの準備とかというのは、通常の審査と
1:04:11	ものだと思いますので、それは図面のほうは図面のほうで、先ほど言っていたスケジュールで進めていただきたいな。
1:04:18	一方で、
1:04:19	海進説明者の方とかは結構指定ヒアリング随時行っていきたいと。

1:04:24	そして、
1:04:26	最近の部分については、なるべく早めにヒアリングを組んでいきたいなと思っている。
1:04:33	もう
1:04:35	8月の上旬。
1:04:38	はい。
1:04:41	いられる。
1:04:46	初回の会合の前に、そういう時間を作ればなと思ってんですけどもそれに対応することって可能でしょうか。
1:04:55	関西電力のオキタで
1:04:57	耐震計算書につきましては、基本的には今回設置する火災感知器と火災受信機盤について従前から行っている耐震評価のほうを重点を置きたい広報に載っております、その記載をさせていただいてる債務になりますので、
1:05:15	簡単に構成だけ説明させていただければ作業的にはそこまで多くの変更というものをませないので、本日、
1:05:23	説明させていただこうかなと思っておりました。
1:05:27	健聴サツカワ性了解いたしました受信盤私が新設されるけれども従前通りの設計でありますので、説明になるっていう
1:05:36	基本的には配付今ちょっと簡単に口頭説明させていただいたぐらいの内容であると、破砕な説明があったとかというさせていただこうかなと考えておりましたわかりましたじゃあちょっとこの後でも、
1:05:49	いいのでとされて、よろしく願いいたします。予見は後戻りが必要と決算をちょっとメンバー絞って、この御説明をいただきたいと思っておりますけれども、よろしいです。
1:06:01	これ、
1:06:02	はい、お願いします。はい。モリヤ室長から3については、ここでさせていただいても、ここでいただきたいですので、
1:06:11	ありがとうございます。
1:06:13	今、
1:06:19	はい。
1:06:20	あと整合性なんか。
1:06:27	はい。
1:06:31	うん。
1:06:33	初めに、
1:06:37	はい。

1:06:39	はい。
1:06:41	現地調査をちょっとだけブレイク前持ちが時間置きたいと、開けたいと思います。今後 10 分程度を着用し、
1:06:52	はい、了承いただきました事業ございません。
1:07:05	運送及び
1:07:25	はい。
1:08:19	はい。
1:09:50	はい。
1:09:51	まず、
1:09:52	計算いたしました。
1:09:56	はい。
1:10:03	サクサの瀬越から作ってもらった。
1:10:12	クレーンガーダがやれるように、
1:10:15	で、
1:10:18	そうした評価を
1:10:48	はい。
1:11:08	はい。
1:11:15	はい。
1:12:01	はい。
1:12:02	今回、
1:12:42	それともう一つ、
1:12:51	はい。
1:13:13	うん。
1:13:15	でも本当に
1:13:18	ソーシャル受け渡しができたんだ。
1:13:37	はい。
1:13:40	軽重サツカワですすみませんお待たせしました聞こえていらっしゃいますか。
1:13:53	概略の借り入れ、
1:13:59	もう始めてもらえるかって申し訳ないです。
1:14:04	ちょっと説明いただき、これから説明をいただく予定のところってのはセットは整合の説明書の説明と、
1:14:16	今から説明させていただこうと思ってる基本的方針について、21 ページのところまで幾つか分けている変更しているところ、変更後における想定除く説明させていただきまして、

1:14:34	許可閉合のほうでも変更を捨てる場所どこに低下した過程の説明させていただこうかと思っております。
1:14:43	火災防護に関する説明書につきましては、基本的には基本設計方針の裏返しのような記載がのりか方向性だけ井桁いただきまして、
1:14:53	大変につきましては、
1:14:55	簡単にまた工程を経てこうかと思っております。
1:15:00	最後、添付資料 4 の品質マネジメントに関する説明書につきましては、
1:15:06	大飯 3 号機の緊対層の方で中身について確認いただきまして、斎藤さんの変更の内容お願いになりますので、それについて説明は割愛しようかと、今のところもあります。
1:15:20	すみません、東京オオタですけども、サツカワ三条と伺いたいんですが、今日ずっと後ろの時間は何時までっていう方法を世間といいますか、ございますでしょうか政令告示ハマダでやってきましたアサヌマです。
1:15:36	16 時半までと聞いて出席して、
1:15:41	そうですか。今北のほうから申し上げたような内容を御説明させていただこうと思うんですけども、もうすでに今、当庫といった時間なんですけども、どこまでお時間をいただけたと思います。
1:16:02	規制庁サツカワですすみませんちょっと待っていただいたのにそんなことを言うのも恐縮なんですけれども、
1:16:09	ちょっと考えてたよりも添付資料、それからヒアリングの資料ですねと資料 1 と資料 2 をいただいて、今日の説明はそれに尽きるのかなと思っていて、ちょっと私が短めに関係者に展開してしまったせいぜい時間が確保できてないですよ。
1:16:27	ちょっと最後までに、ちょっと別日のヒアリングを設定させていただいて、その中で、今いただいた項目とか御説明をいただきたいなと思うんですけども、ちょっとまたたてしまって申し訳ないんですかという形で進めてもよろしいですかね。
1:16:44	赤連絡の 2 人了解いたしましたウシジマであれば、
1:16:50	はい、高いヒアリング合議していただくということをお願い紐引き初回の審査会合でレターとしては全部出し尽くしリハ形でやりたいなと思ってますので、ヒアリングについては最後まで、
1:17:07	1 回やっていただきたいなと思います。申し訳ございません。ちょっとまた日程調整は業者さん経由でやっていただきたいなと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。
1:17:21	それであれば本日いただいたコメントについて確認を二重にフェンスのよろしいでしょうか。

1:17:27	はい、よろしくお願いします。
1:17:33	L画面共有の方でまた農業させていただいてるんですけども、見れておりますでしょうか。
1:17:41	拡大していただいてもいいですか。
1:17:45	見えました。
1:17:48	はい。うん。
1:17:52	せればコメントのほうについて確認させていただきます。
1:17:56	まず感知器の配置につきまして多区画の外形寸法での風化すること。
1:18:03	続いて乾式の広告表の備考においてグレーチングの等々について提供情報を追加すること。
1:18:10	観客席において面談で確認すべき項目と障防法不備さんのほうで確認すべき項目についての記載を含めて検討すること。
1:18:22	定款スペックについて説明定義することすね換気という名称自体が火災区画区域動向を載せるため名について再検討すること。
1:18:32	門入ってるの手付従来について実践とすることということでこれで早目に御提示させていただくようにしたいと思います。
1:18:40	うん。
1:18:42	いただいたコメントは以上かと思えますけれども、追加とありますでしょうか。
1:19:25	議長サツカワ出ちゃうの追加とかっていうわけではないんですけども、説明いただいたところの中でトータル何枚くらいになりそうですとかそういう話が、その量的な話があったと思うんで、それちょっと具体的に追記いただいてもいいです。
1:19:44	特に全体のスケジュールルートかと絡めて、分量がどんだけあるかってちょっと残しておいたほうが多分、
1:19:52	やりやすいんで、そこだけ定期を
1:19:58	関西電力のこれ了解しました。
1:20:05	今打っておりますけれどもボリューム感とかその辺りやりとりした様子がわかるようにということの趣旨と理解しました。
1:20:18	また連絡のトレースコメントについて、特にこれから出なければ以上とされたまま整理として付議のヒアリングの日程についてなんですけども。
1:20:28	今であれば、
1:20:32	時 7 月 30 日の場合であると名自主の質性が 27 日当たり 28 日であったり、
1:20:42	対応可能かと思うんですけども、もう今の時点での予定等わかりますでしょうか。すいません、東京支社のオオタですけども、1 点ちょっと事業本部に入りますけれども、会合の資料は何を作るつもり予定ですか、パワーポイント

1:20:59	それから補足説明資料ですか。
1:21:02	申請書、はい。
1:21:04	はい、そのつもりであります。はい。
1:21:07	であれば補足説明資料関係について、
1:21:11	いただいているところだけでよいのであれば、また 27 の中でもいいのかもしれませんが、そのほかに何かあるんだったらもう一週前 20 日の週とかには、やっておかないと。
1:21:26	注水が間に合うんじゃないですか。
1:21:30	関西電力のオキタです。
1:21:33	資料につきましては次回のヒアリングでは申請書の概要説明等あとあの耐震計算書年率説明させていただこうと思っておりますので、現在の本説明資料に特段追加姉川な内容ではないかと認識しております。
1:21:51	了解です東京支社オオタですけどもそうしますと、パワーポイントと補足説明資料は、本日御確認いただいたバージョンでもって、介護に積と思っておりますということですが。
1:22:04	はい、その認識で問題ありませんということなんですけれども経常サツカワ 3 基づいた御認識でよろしかったでしょうか。
1:22:12	はい、資料についてはそれでいいかと思っております。
1:22:16	でヒアリングの日程については今日きょうもともと御説明をついていう話でなくそちら様の認識だったようなので、なるべく早めにくみたいなど思っております、できれば 20
1:22:32	の支援ついても 3 日しかないですけど、その中で、時間はとればありがたいんですけども、
1:22:41	はい。
1:22:43	あとこちらの方で検討させていただいて供給者丘の方として調整させていただいてもよろしいでしょうか。
1:22:50	はい、そのようによろしく願いいたします。
1:22:54	はい、よろしく願いいたします。
1:23:01	関連の事業本部からは以上でございますが、
1:23:07	6 社オオタさんが先ほど工学いただけたということであったサツカワまーの方はいかがでしょうか。
1:23:15	ヒアリングのコメント標榜あ、
1:23:18	後で報告系いただけてもよろしいですか。
1:23:23	一つある中で亡くなったですか。
1:23:26	本

1:23:28	地盤関連の規則事業本部の出席者加わってコメント協力後程お送りさせていただきます。ありがとうございます。私からです。
1:23:41	はい、いやあ、これで以上にしたいと思います。どうもありがとうございました。
1:23:47	ありがとうございました。どうもでした。失礼します。
1:24:01	はい。